

# 田上町教育大綱

## 1 趣 旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3の規定に基づき、田上町における教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の推進を図るため「田上町教育大綱」（以下「大綱」と言う。）を定めるものとする。

## 2 策定の考え方

大綱の策定に当たっては、町の最上位計画である「第6次田上町総合計画」を大綱に位置付けるものとする。

## 3 期 間

大綱の対象とする期間は、「第6次田上町総合計画」の計画期間に合わせ、令和4年度から令和8年度までの5年間とする。

## 4 基本目標

「集いと学びで希望あふれるまち」

## 5 施策の方向・基本施策

### 第1節 子ども達への教育

#### (1) 幼児教育の充実

- ・ これまで町が取り組んできた幼小中の一貫した「田上の12か年教育」を推進するため、園・学校・地域・家庭が連携し、地域の特性を生かした社会・文化・自然等の体験教育や豊かな人間関係づくりを実現し、子ども達の更なる教育環境の充実を図っていきます。

#### (2) 家庭・地域との連携

- ・ 家庭、地域、子育てに関わる関係機関が連携し、子どもを健やかに育てる環境づくりを進めます。
- ・ 地域での活動をはじめ、親子で触れ合う機会や親同士、子ども同士が交流を深めるなかで、郷土愛を育むことができる機会を増やします。

#### (3) 田上の12か年教育の推進

- ・ 「田上の子どもは田上で育てる」を基本理念に据えた「田上の12か年教育」を推進し、園・学校・地域・家庭の連携による特色ある地域学習で田上への愛着を育むとともに、子どもが学校で身に付けた力を将来につないでいけるように学校の教育活動を充実させます。

#### (4) 教育支援の充実

- ・ すべての子どもが安心して学校へ通い、自己肯定感（自分のあり方を積極的に評価できる感情：実用日本語表現辞典より）をもって成長できるようきめ細かい支援を行います。

### 第2節 生涯学習の推進

#### (1) 生涯学習の推進

- ・ 田上町交流会館、学習センター等生涯学習施設の利用促進と適切な運営に努めます。
- ・ 広報紙、ホームページ、メール配信サービス等を活用した生涯学習情報の提供に努めます。
- ・ 多様化するニーズに対応した学習機会を提供します。
- ・ 自主活動グループが継続して学習に取り組めるよう活動を支援します。
- ・ 町民の主体的な活動を支援するとともに、生涯学習活動の担い手を育成します。

#### (2) 生涯スポーツの推進

- ・ 誰もが自分の体力に応じてスポーツが楽しめるよう、スポーツに触れ合う機会を提供します。
- ・ 町民の健康及び体力の保持、増進に取り組むとともに、施設の活用を進めます。

### 第3節 芸術・文化の振興

#### (1) 芸術・文化の振興

- ・ 田上町交流会館を活用した芸術、文化に親しむ機会を提供し、町内外の人々の交流を生み出します。
- ・ 様々な芸術、文化活動が自主的に行えるよう、各団体やサークルの支援を行います。

#### (2) 文化財と伝統芸術の継承

- ・ 指定文化財の適切な管理と公開に努めます。
- ・ 伝統芸能の保存と継承に努めます。